

## 平成23年度 法令等違反による協会員処分

処分決定日:平成24年1月24日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 003215 号	コスモブレイン株式会社 東京都知事(2)第30384号 鈴木幸子 資本金:2,000万円	会員権停止6ヵ月 (勧告併科)	【貸金業法第41条の38第1項】

処分決定日:平成23年5月17日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第005156号	ハートクレジット 東京都知事(3)第25064号 平 和仁 資本金:0円	会員権停止6ヵ月 (勧告併科)	【貸金業法第24条の6の2第3号、第6条第1項第14号】 【貸金業法24条の6の9】 【貸金業法24条の6の10】 【定款第12条及び定款施行規則第6条第5号】
2	第000551号	ウインズ 岡山県知事(4)第01942号 足立順二 資本金:0円	譴責 (勧告併科)	【貸金業法第41条の38第1項】 【貸金業法第41条の36第1項】 【個人情報保護法第23条】